

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 宅地建物取引業法による行政処分……………一
- ………（都市整備局住宅政策推進部不動産課）…一
- 准看護師試験の実施……………一
- ………（福祉保健局医療政策部医療人材課）…一
- 国民健康保険組合規約の一部変更認可……………三
- ………（福祉保健局保健政策部国民健康保険課）…三
- 都道の区域変更……………三
- ………（建設局道路管理部路政課）…三
- 告示（公）
- 技能検定員審査の実施……………五
- 警備員等の検定の実施（三件）……………六
- 警備員指導教育責任者講習の実施（二件）……………八
- 機械警備業務管理者講習の実施……………二
- 東京都ふぐ取扱者資格受入講習の実施……………三
- ………（福祉保健局健康安全全部健康安全課）…三
- 告示
- 東京都告示第千三百九十七号
- 宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第

六十五条第二項の規定による行政処分について、同法第七十條第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十年十月五日

東京都知事 小池 百合子

一 被処分者

(一) 商号 株式会社アシスト

(二) 代表者氏名 代表取締役 佐藤 昌明

(三) 主たる事務 豊島区池袋二丁目十六番十二号一四〇所の所在地 四号室

(四) 免許証番号 東京都知事(1)第九八六四五号

(五) 免許年月日 平成二十七年十二月十八日

二 処分年月日 平成三十年九月十二日

三 処分内容 業務の全部の停止三十日間（平成三十年十月二十四日から同年十一月二十二日まで）

四 適用条項 宅地建物取引業法第六十四条の十五前段及び第六十五条第二項第二号

○東京都告示第千三百九十八号

保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三十三号）

第十八条の規定に基づき、東京都准看護師試験を次のとおり実施する。

平成三十年十月五日

東京都知事 小池 百合子

一 試験日時

平成三十一年二月十七日（日曜日）

午後一時から午後三時三十分まで（受験者集合 午後零時三十五分）

二 試験場所

東京都社会福祉保健医療研修センター

文京区小日向四丁目一番六号

三 試験科目

人体の仕組みと働き、食生活と栄養、薬物と看護、疾病の成り立ち、感染と予防、看護と倫理、患者の心理、保健医療福祉の仕組み、看護と法律、基礎看護、成人看護、老年看護、母子看護及び精神看護

四 受験資格

次の(一)から(七)までのいずれかに該当する者

(一) 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において二年の看護に関する学科を修めた者（平成三十一年三月十五日（金曜日）正午までに修業証明書又は卒業証明書（以下「卒業等証明書」という。）を提出できる者を含む。）

(二) 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に従い、都道府県知事の指定した准看護師養成所を卒業した者（平成三十一年三月十五日（金曜日）正午までに卒業等証明書を提出できる者を含む。）

(三) 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学（短期大学を除く。）において看護師になるのに必要な学科を修めて卒業した者（平成三十一年三月十五日（金曜日）正午までに卒業等証明書を提出できる者を含む。）

(四) 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において三年以上看護師になるのに必要な学科を修めた者（平

成三十一年三月十五日(金曜日)正午までに卒業等証明書を出してできる者を含む。

(五) 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、都道府県知事の指定した看護師養成所を卒業した者(平成三十一年三月十五日(金曜日)正午までに卒業等証明書を提出できる者を含む。)

(六) 外国の看護師学校若しくは養成所を卒業し、又は外国において看護師免許に相当する免許を受けた者で、厚生労働大臣が前記(三)から(五)までに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたもの

(七) 外国の看護師学校若しくは養成所を卒業し、又は外国において看護師免許に相当する免許を受けた者のうち、前記(六)に該当しない者で、厚生労働大臣の定める基準に従い、都道府県知事が適当と認めたもの

五 出願書類

(一) 受験願書(保健師助産師看護師法施行細則(昭和二十七年東京都規則第三十二号)別記第十号様式による。)

(二) 受験資格を証明する書類

ア 前記四の受験資格の(一)から(五)までに該当する者が提出する書類

(ア) 既修業者又は既卒業者

学校長又は養成所長による卒業等証明書

(イ) 修業見込者又は卒業見込者

修業見込証明書又は卒業見込証明書。ただし、

平成三十一年三月十五日(金曜日)正午までに、学校長又は養成所長による卒業等証明書を提出すること。

指定された日までに卒業等証明書の提出がなされないときは、当該受験は無効とする。

なお、卒業等証明書の郵便等による送付は認めない。提出に当たっては、本人が直接持参すること。ただし、東京都内の准看護師学校又は養成所(以下「養成所等」という。)の職員が持参する場合に限り、代理人による提出を認める。代理人は、東京都内の養成所等の職員であることが確認できるもの(職員証等)を持参すること。

イ 前記四の受験資格の(六)又は(七)に該当する者が提出する書類

(三) 受験写真用台紙
台紙には、写真(出願前六箇月以内に、無帽で正面から撮影した縦六センチメートル横四センチメートルのもので、その裏面に撮影年月日及び氏名を記入したもの。)を貼り付けること。

提出に当たっては、現に在籍し、又は在籍していた学校又は養成所において写真が受験者本人に相違ない旨の確認を受け、写真に刻印を受けること。

(四) 受験票(裏面に領収証書を貼り付けること。)

(五) 連絡用住所・氏名シール

六 試験手数料 六千九百円

平成三十一年一月九日(水曜日)までに、納付書により、

東京都が指定する金融機関に納入すること。

なお、納入した試験手数料は、返還しない。
七 出願書類の提出期間及び提出時間

平成三十一年一月八日(火曜日)及び同月九日(水曜日)午前十時から正午まで及び午後一時三十分から午後四時まで

八 出願書類の提出者及び提出方法
出願書類の郵送等による送付は認めない。出願に当たっては、本人が直接持参すること。ただし、東京都内の養成所等の職員が持参する場合に限り、代理人による提出を認める。代理人は、東京都内の養成所等の職員であることが確認できるもの(職員証等)を持参すること。

九 出願書類の提出場所
東京都福祉保健局医療政策部医療人材課(新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第一本庁舎二十八階南側二八C会議室)

十 合格発表
平成三十一年三月七日(木曜日)午前十時から午後五時までの間、東京都庁第二本庁舎一階南側臨時窓口(合格者の受験番号を掲示して発表するとともに、同日正午から平成三十一年三月末日までの間、東京都福祉保健局医療政策部医療人材課ホームページ(<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/joho/soshiki/isei/jijn/index.html>))上に合格者の受験番号を掲載する。

なお、合格者には、発表後、合格証書を送付する(合格発表表についての問合せには一切応じない。)

十一 試験結果の通知

(一) 通知内容
総点(満点)、個人の総取得点及び科目別取得点

(二) 通知方法

受験者全員に書面で通知する。ただし、受験者が修

業見込者又は卒業見込者である場合にあっては、卒業等証明書の提出後に通知する。

十二 その他

視覚、聴覚、音声機能又は言語機能に障害を有する者で受験を希望するものは、平成三十年十一月二十八日(水曜日)までに問合せ先まで申し出ること。申し出た者については、受験の際にその障害の状態に応じて必要な配慮を講じることがある。

十三 問合せ先

東京都福祉保健局医療政策部医療人材課准看護師養成担当

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第一本庁舎二
十八階南側

電話〇三(五三二〇)四五二七

●東京都告示第千三百九十九号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第二十七條第二項の規定により、東京都弁護士国民健康保険組合規約の一部変更について認可したので、国民健康保険法施行令(昭和三十三年政令第三百六十二号)第七條第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十年十月五日

東京都知事 小 池 百合子

一 変更事項

組合の地区に係る事項

二 変更内容

組合の地区に茨城県筑西市及び栃木県宇都宮市を加える。

三 規約の変更の認可の年月日
平成三十年八月二十七日

●東京都告示第千四百号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八條第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。
その関係図面は、平成三十年十月五日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。
平成三十年十月五日

東京都知事 小 池 百合子

一 路線名 府中相模原

二 変更の区間 八王子市下柚木四百三十五番五地先から
同所二千百七十八番四地先まで

三 変更の概要 別図表示のとおり

告 示 (公)

●東京都公安委員会告示第333号

技能検定員審査等に関する規則 (平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。) 第1条の規定に基づき技能検定員審査を実施するので、規則第2条の規定により次のとおり告示する。

平成30年10月5日

東京都公安委員会

委員長 渡 邊 佳 英

記

1 審査の種類

- (1) 大型自動車免許技能検定員審査
- (2) 中型自動車免許技能検定員審査
- (3) 準中型自動車免許技能検定員審査
- (4) 普通自動車免許技能検定員審査
- (5) 大型特殊自動車免許技能検定員審査
- (6) 大型自動二輪車免許技能検定員審査
- (7) 普通自動二輪車免許技能検定員審査
- (8) 牽引^{けんいん}免許技能検定員審査

2 審査を受けようとする者の資格

受けようとする種類の審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許 (仮運転免許を除く。) に係る運転免許証を提示できる者であること。

3 審査項目及び審査細目

- ア 技能検定に関する技能
- イ 自動車の運転技能に関する観察及び探点の技能

(2) 技能検定に関する知識

- ア 教則の内容となっている事項
- イ 自動車教習所に関する法令についての知識
- ウ 技能検定の実施に関する知識
- エ 自動車の運転技能の評価方法に関する知識

4 審査細目の免除

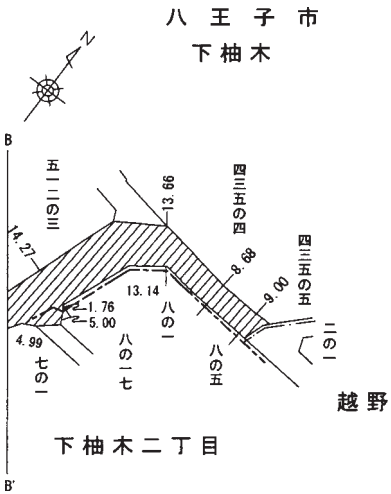
規則第17条第1項若しくは第2項又は附則第3条第1項第1号若しくは第2号のいずれかの規定に該当する者

5 審査の日時及び場所

- (1) 日時
平成30年11月5日 (月曜日) から同月9日 (金曜日) までの間のうち、申請書提出時において指定する日時
- (2) 場所
警視庁府中運転免許試験場 (府中市多磨町三丁目1番地の1)

6 申請手続

- (1) 申請書類
- ア 申請書 (規則別記様式第1号の審査申請書とする。)
- イ 写真 (申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの)
- ウ 審査細目が免除される者は、これを証明する書面
- (2) 受付日時
平成30年10月18日 (木曜日) 及び同月19日 (金曜日) の午前9時30分から午後4時まで
- (3) 受付場所



<p>警視庁運転免許本部運転者教育課（府中市多磨町三丁目1番地の1）</p> <p>(4) 申請に関する注意事項</p> <p>ア 申請書は、警視庁運転免許本部運転者教育課において、平成30年10月9日（火曜日）から配布する。ただし、日曜日及び土曜日を除く。</p> <p>イ 写真は、申請書に貼り付けること。</p> <p>ウ 提出書類は、本人が直接持参すること。</p> <p>エ 運転免許証を提示すること。</p> <p>フ 審査手数料</p> <p>大型自動車免許技能検定員審査、中型自動車免許技能検定員審査又は準中型自動車免許技能検定員審査を受けようとする者にあつては23,400円、普通自動車免許技能検定員審査を受けようとする者にあつては19,500円、その他の種類の技能検定員審査を受けようとする者にあつては14,700円。ただし、審査細目を免除される者は、警視庁関係手数料条例（平成12年東京都条例第99号）別表第2 1の項備考2に規定する額を減額する。</p> <p>8 携行品及び服装</p> <p>(1) 携行品</p> <p>ア 運転免許証</p> <p>イ 筆記用具</p> <p>ウ 黒色又は青色のボールペン</p> <p>エ 赤色のボールペン</p> <p>(2) 服装</p> <p>自動車の運転に支障のない服装</p> <p>9 合格証明書の交付</p> <p>合格者には、規則別記様式第2号の技能検定員審査台</p>	<p>格証明書を交付する。</p> <p>10 問合せ先</p> <p>警視庁運転免許本部運転者教育課</p> <p>電話 03 (3581) 4321 内線7250-5264</p> <p>_____</p> <p>●東京都公安委員会告示第334号</p> <p>警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項の規定に基づき検定を実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。）第7条の規定により次のとおり告示する。</p> <p>平成30年10月5日</p> <p>東京都公安委員会 委員長 渡 佳 英 記</p> <p>1 検定の実施期日及び時間</p> <p>(1) 学科試験</p> <p>平成31年1月19日（土曜日）</p> <p>午前8時30分から午前11時まで</p> <p>(2) 実技試験</p> <p>平成31年2月16日（土曜日）</p> <p>午前8時30分から午後4時30分まで</p> <p>2 検定の実施場所</p> <p>品川区東大井一丁目12番5号 警視庁岐洲運転免許試験場</p> <p>3 検定の実施種別</p> <p>規則第1条第4号の警備業務（交通誘導警備業務に係るものをいう。）に係る規則第4条に規定する2級の検定</p>	<p>4 検定予定人員</p> <p>45名</p> <p>5 検定申出の要領</p> <p>検定申請に先立って、検定申出を必ず行うこと。なお、検定申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。</p> <p>(1) 検定申出の受付期間</p> <p>平成30年11月26日（月曜日）及び同月27日（火曜日）の2日間</p> <p>午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(2) 受付専用電話</p> <p>警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係</p> <p>03 (3581) 8201</p> <p>6 申請手続</p> <p>(1) 受付期間</p> <p>平成30年12月5日（水曜日）から同月7日（金曜日）までの3日間</p> <p>午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(2) 受付場所</p> <p>規則第9条に規定する検定申請書の提出は、次のいずれかに掲げる警察署を経由して行うものとする。</p> <p>ア 東京都内の住所地を管轄する警察署</p> <p>イ 警備員として属する東京都内の営業所の所在地を管轄する警察署</p> <p>(3) 申請書類</p> <p>ア 検定申請書 1通</p> <p>イ 写真（申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、</p>
--	---	--

<p>横の長さ24センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの) 2葉</p> <p>ウ 前(2)の受付場所に該当することを疎明する次の書面 各1通</p> <p>(ア) 前(2)のアに該当する者は、住所地を疎明する住民票の写し、運転免許証の写しその他の住所地在明らかとなる書面</p> <p>(イ) 前(2)のイに該当する者は、警備員として属する営業所の所在地を疎明する営業所所属証明書</p> <p>ただし、前(2)のア及びイに該当する者は、いずれかの疎明する書面を要しない。</p> <p>(4) 検定手数料 14000円</p> <p>7 問合せ先 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 電話 03 (3581) 4321 内線30312</p> <p>●東京都公安委員会告示第335号 警備業法(昭和47年法律第117号)第23条第1項の規定に基づき検定を実施するので、警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。)第7条の規定により次のとおり告示する。 平成30年10月5日</p> <p>東京都公安委員会 委員長 渡邊 佳英 記</p> <p>1 検定の実施期日及び時間 (1) 学科試験 平成31年1月19日(土曜日)</p>	<p>午前8時30分から午前11時まで</p> <p>(2) 実技試験 平成31年2月16日(土曜日) 午前8時30分から午後4時30分まで</p> <p>2 検定の実施場所 品川区東大井一丁目12番5号 警視庁駿洲運転免許試験場</p> <p>3 検定の実施種別 規則第1条第6号の警備業務(貴重品運搬警備業務に係るものをいう。)に係る規則第4条に規定する2級の検定</p> <p>4 検定予定人員 30名</p> <p>5 検定申出の要領 検定申請に先立って、検定申出を必ず行うこと。 なお、検定申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。</p> <p>(1) 検定申出の受付期間 平成30年11月28日(水曜日)及び同月29日(木曜日)の2日間 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(2) 受付専用電話 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 03 (3581) 8201</p> <p>6 申請手続 (1) 受付期間 平成30年12月5日(水曜日)から同月7日(金曜日)までの3日間</p>	<p>午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(2) 受付場所 規則第9条に規定する検定申請書の提出は、次のいずれかに掲げる警察署を経由して行うものとする。 ア 東京都内の住所地を管轄する警察署 イ 警備員として属する東京都内の営業所の所在地を管轄する警察署</p> <p>(3) 申請書類 ア 検定申請書 1通 イ 写真(申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの) 2葉 ウ 前(2)の受付場所に該当することを疎明する次の書面 各1通 (ア) 前(2)のアに該当する者は、住所地を疎明する住民票の写し、運転免許証の写しその他の住所地在明らかとなる書面 (イ) 前(2)のイに該当する者は、警備員として属する営業所の所在地を疎明する営業所所属証明書 ただし、前(2)のア及びイに該当する者は、いずれかの疎明する書面を要しない。</p> <p>(4) 検定手数料 16,000円</p> <p>7 問合せ先 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 電話 03 (3581) 4321 内線30312</p> <p>●東京都公安委員会告示第336号</p>
--	--	---

<p>警備業法 (昭和47年法律第117号) 第23条第1項の規定に基づき検定を実施するので、警備員等の検定等に関する規則 (平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。) 第7条の規定により次のとおり告示する。</p> <p>平成30年10月5日</p> <p>東京都公安委員会 委員長 渡 邊 佳 英 記</p>	<p>平成30年11月28日 (水曜日) 及び同月29日 (木曜日) の2日間 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(2) 受付専用電話 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 03 (3581) 8201</p> <p>6 申請手続 (1) 受付期間 平成30年12月5日 (水曜日) から同月7日 (金曜日) までの3日間 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(2) 受付場所 規則第9条に規定する検定申請書の提出は、次のいずれかに掲げる警察署を経由して行うものとする。 ア 東京都内の住所地を管轄する警察署 イ 警備員として属する東京都内の営業所の所在地を管轄する警察署</p> <p>(3) 申請書類 ア 検定申請書 1通 イ 写真 (申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ30センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの) 2葉 ウ 前(2)の受付場所に該当することを疎明する次の書面 各1通 エ 前(2)のウに該当する者は、住所地を疎明する住民票の写し、運転免許証の写しその他の住所地在明らかとなる書面</p>	<p>(イ) 前(2)のイに該当する者は、警備員として属する営業所の所在地を疎明する営業所所属証明書 ただし、前(2)のア及びイに該当する者は、いずれかの疎明する書面を要しない。</p> <p>(4) 検定手数料 16,000円</p> <p>7 問合せ先 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 電話 03 (3581) 4321 内線30312</p> <hr/> <p>●東京都公安委員会告示第337号 警備業法 (昭和47年法律第117号。以下「法」という。) 第22条第2項第1号の規定に基づき、警備員指導教育責任者講習を実施するので、警備員指導教育責任者講習を実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則 (昭和58年国家公安委員会規則第2号) 第2条の規定により次のとおり告示する。</p> <p>平成30年10月5日</p> <p>東京都公安委員会 委員長 渡 邊 佳 英 記</p>
<p>1 検定の実施期日及び時間 (1) 学科試験 平成31年1月19日 (土曜日) 午前8時30分から午前11時まで (2) 実技試験 平成31年2月16日 (土曜日) 午前8時30分から午後4時30分まで</p> <p>2 検定の実施場所 品川区東六井一丁目12番5号 警視庁鮫洲運転免許試験場</p> <p>3 検定の実施種別 規則第1条第2号の警備業務 (施設警備業務に係るものをいう。) に係る規則第4条に規定する2級の検定</p> <p>4 検定予定人員 60名</p> <p>5 検定申出の要領 検定申請に先立って、検定申出を必ず行うこと。 なお、検定申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。</p> <p>(1) 検定申出の受付期間</p>	<p>1 講習の実施期間及び時間 平成30年12月11日 (火曜日) から同月19日 (水曜日) までの7日間 (日曜日及び土曜日を除く。) 午前9時から午後5時まで</p> <p>2 講習の実施場所 台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル 一般社団法人東京都警備業協会研修室</p> <p>3 講習に係る警備業務の区分</p>	

<p>法第2条第1項第1号で定める警備業務（事務所、住宅、興行場、駐車場、遊園地等における盗難等の事故の発生を警戒し、防止する業務をいう。以下「1号警備業務」という。）</p> <p>4 講習予定人員 200名</p> <p>5 受講対象者</p> <p>(1) 最近5年間に1号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者</p> <p>(2) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（1号警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者</p> <p>(3) 検定規則第4条に規定する2級の検定（1号警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上1号警備業務に従事しているもの</p> <p>(4) 東京都公安委員会が前(1)、(2)又は(3)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める次の者</p> <p>ア 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（1号警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に合格した者</p>	<p>イ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（1号警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であつて、当該検定に合格した後、継続して1年以上1号警備業務に従事しているもの</p> <p>6 受講申出の要領</p> <p>受講申出の要領 受講申込みに先立って、受講申出を必ず行うこと。 なお、受講申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。</p> <p>(1) 受講申出の受付期日 平成30年11月5日（月曜日）及び同月6日（火曜日）の2日間 午前9時から午後5時まで</p> <p>(2) 受付専用電話 一般社団法人東京都警備業協会 電話 03（3837）2160</p> <p>(3) 受講対象者の確定方法 受講対象者のうち160名は、次に掲げる者を優先する。</p> <p>ア 現に東京都内に居住する者</p> <p>イ 現に東京都内に所在する警備業営業所に属する者</p> <p>7 申込手続</p> <p>(1) 受付期間 電話受付予約終了後から平成30年11月19日（月曜日）までの間 午前9時から午後5時まで</p> <p>(2) 受付場所 台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル</p>	<p>一般社団法人東京都警備業協会</p> <p>(3) 申込書類</p> <p>ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書 1通</p> <p>イ 前記5の受講対象者に該当することを疎明する次の書面 各1通</p> <p>(ア) 前記5の(1)に該当する者は、1号警備業務に従事していたことを証明する警備業者が作成する書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書</p> <p>ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(1)に掲げる者に該当することを誓約する書面を警備業務従事証明書に代えて提出すること。</p> <p>(イ) 前記5の(2)に該当する者は、1級検定に係る合格証明書の写し</p> <p>(ウ) 前記5の(3)に該当する者は、2級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書</p> <p>ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(3)に掲げる者に該当することを誓約する書面及び履歴書を警備業務従事証明書に代えて提出すること。</p> <p>(エ) 前記5の(4)の(ア)に該当する者は、旧1級検定の合格証の写し</p> <p>(オ) 前記5の(4)の(イ)に該当する者は、旧2級検定の</p>
--	---	--

<p>合格証の写し及び警備業務従事証明書</p> <p>ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(4)のイに掲げる者に該当することを誓約する書面及び履歴書を警備業務従事証明書に代えて提出すること。</p> <p>ウ 前6の(3)のア又はイに該当する者は、それぞれに該当することを疎明する次の書面 各1通</p> <p>(ア) 前6の(3)のアに該当する者は、居住地を疎明する住民票の写し、運転免許証の写しその他の居住地が明らかとなる書面</p> <p>(イ) 前6の(3)のイに該当する者は、現に属する営業所の所在地を疎明する営業所所属証明書</p> <p>ただし、前6の(3)のア及びイに該当する者は、いずれかの疎明する書面を要しない。</p> <p>8 受講料納入手続</p> <p>(1) 受講料納入の受付期間 平成30年11月29日 (木曜日) から同年12月3日 (月曜日) までの3日間 (日曜日及び土曜日を除く。)</p> <p>(2) 受付場所 台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル 一般社団法人東京都警備業協会</p> <p>(3) 受講手数料 47,000円</p> <p>9 問合せ先 (1) 一般社団法人東京都警備業協会 電話 03 (5818) 6070</p>	<p>(2) 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 電話 03 (3581) 4321 内線30312</p> <p>-----</p> <p>●東京都公安委員会告示第338号</p> <p>警備業法 (昭和47年法律第117号。以下「法」という。) 第22条第2項第1号の規定に基づき、警備員指導教育責任者講習を実施するので、警備員指導教育及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則 (昭和58年国家公安委員会規則第2号) 第2条の規定により次のとおり告示する。</p> <p>平成30年10月5日</p> <p>東京都公安委員会 委員長 渡 邊 佳 英 記</p> <p>1 講習の実施期間及び時間 平成31年3月12日 (火曜日) から同月20日 (水曜日) までの7日間 (日曜日及び土曜日を除く。) 午前9時から午後5時まで</p> <p>2 講習の実施場所 台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル 一般社団法人東京都警備業協会研修室</p> <p>3 講習に係る警備業務の区分 法第2条第1項第1号で定める警備業務 (事務所、住宅、興行場、駐車場、遊園地等における盗難等の事故の発生を警戒し、防止する業務をいう。以下「1号警備業務」という。)</p> <p>4 講習予定人員 150名</p>	<p>5 受講対象者</p> <p>(1) 最近5年間に1号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者</p> <p>(2) 警備員等の検定等に関する規則 (平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。) 第4条に規定する1級の検定 (1号警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。) に係る法第23条第4項の合格証明書 (以下「合格証明書」という。) の交付を受けている者</p> <p>(3) 検定規則第4条に規定する2級の検定 (1号警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。) に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上1号警備業務に従事しているもの</p> <p>(4) 東京都公安委員会が前(1)、(2)又は(3)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める次の者</p> <p>ア 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則 (昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。) 第1条第2項に規定する1級の検定 (1号警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。) に合格した者</p> <p>イ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定 (1号警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。) に合格した後、継続して1年以上1号警備業務に従事しているもの</p> <p>6 受講申出の要領</p>
--	--	--

<p>受講申込みに先立って、受講申出を必ず行うこと。 なお、受講申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。</p> <p>(1) 受講申出の受付期日 平成31年2月12日(火曜日)及び同月13日(水曜日)の2日間 午前9時から午後5時まで</p> <p>(2) 受付専用電話 一般社団法人東京都警備業協会 電話 03(3837)2160</p> <p>(3) 受講対象者の確定方法 受講対象者のうち120名は、次に掲げる者を優先する。</p> <p>ア 現に東京都内に居住する者 イ 現に東京都内に所在する警備業営業所に属する者</p> <p>7 申込手続</p> <p>(1) 受付期間 電話受付予約終了後から平成31年2月25日(月曜日)までの間 午前9時から午後5時まで</p> <p>(2) 受付場所 台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル 一般社団法人東京都警備業協会</p> <p>(3) 申込書類 ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書 1通 イ 前記5の受講対象者に該当することを疎明する次の書面 各1通 ロ 前記5の(1)に該当する者は、1号警備業務に従</p>	<p>事していただくことを証明する警備業者が作成する書面(以下「警備業務従事証明書」という。)及び履歴書</p> <p>ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(1)に掲げる者に該当することを誓約する書面を警備業務従事証明書に代えて提出すること。</p> <p>(イ) 前記5の(2)に該当する者は、1級検定に係る合格証明書の写し</p> <p>(ロ) 前記5の(3)に該当する者は、2級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書</p> <p>ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(3)に掲げる者に該当することを誓約する書面及び履歴書を警備業務従事証明書に代えて提出すること。</p> <p>(イ) 前記5の(4)のアに該当する者は、旧1級検定の合格証の写し</p> <p>(ロ) 前記5の(4)のイに該当する者は、旧2級検定の合格証の写し及び警備業務従事証明書</p> <p>ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(4)のイに掲げる者に該当することを誓約する書面及び履歴書を警備</p>	<p>業務従事証明書に代えて提出すること。</p> <p>ウ 前6の(3)のイ又はイに該当する者は、それぞれに該当することを疎明する次の書面 各1通</p> <p>(ア) 前6の(3)のイに該当する者は、居住地を疎明する住民票の写し、運転免許証の写しその他の居住地が明らかとなる書面</p> <p>(イ) 前6の(3)のイに該当する者は、現に属する営業所の所在地を疎明する営業所所属証明書</p> <p>ただし、前6の(3)のイ及びイに該当する者は、いずれかの疎明する書面を要しない。</p> <p>8 受講料納入手続</p> <p>(1) 受講料納入の受付期間 平成31年3月4日(月曜日)及び同月5日(火曜日)の2日間</p> <p>(2) 受付場所 台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル 一般社団法人東京都警備業協会</p> <p>(3) 受講手数料 47,000円</p> <p>9 問合せ先</p> <p>(1) 一般社団法人東京都警備業協会 電話 03(5818)6070</p> <p>(2) 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 電話 03(3581)4321 内線30312</p> <p>●東京都公安委員会告示第339号 警備業法(昭和47年法律第117号)第42条第2項第1号の規定に基づき、機械警備業務管理者講習を実施するので、</p>
---	--	---

警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）第13条において準用する同規則第2条の規定により次のとおり告示する。

平成30年10月5日

東京都公安委員会

委員長 渡 邊 佳 英

記

1 講習の実施期間及び時間

平成31年1月8日（火曜日）から同月11日（金曜日）までの4日間
午前9時から午後5時まで

2 講習の実施場所

台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル
一般社団法人東京都警備業協会研修室

3 講習予定人員

40名

4 受講申出の要領

受講申込みに先立って、受講申出を必ず行うこと。
なお、受講申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。

(1) 受講申出の受付期日

平成30年12月6日（木曜日）
午前9時から午後5時まで

(2) 受付専用電話

一般社団法人東京都警備業協会
電話 03（3837）2160

5 申込手続

(1) 受付期間
電話受付予約終了後から平成30年12月20日（木曜日）までの間
午前9時から午後5時まで

(2) 受付場所

台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル
一般社団法人東京都警備業協会

(3) 申込書類

機械警備業務管理者講習受講申込書 1通

6 受講料納入手続

(1) 受講料納入の受付期間
平成30年12月27日（木曜日）及び同月28日（金曜日）の2日間

(2) 受付場所

台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル
一般社団法人東京都警備業協会

(3) 受講手数料

38,000円

7 問合せ先

(1) 一般社団法人東京都警備業協会
電話 03（5818）6070
(2) 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係
電話 03（3581）4321 内線30312

公 告

東京都ふぐ取扱者資格受入講習の実施について
東京都ふぐの取扱い規制条例施行規則（昭和六十一年東京都規則第百二十三号。以下「規則」という。）第一条の

四第二号に規定する東京都ふぐ取扱者資格受入講習を次のとおり実施する。

平成三十年十月五日

東京都知事 小 池 百合子

一 講習の開催日時及び会場等

(一) 開催日時

平成三十年十一月二十六日（月曜日）午後一時三十分から午後五時まで

(二) 会場

東京都健康プラザハイジア四階 研修室（新宿区歌舞伎町二丁目四十四番一号）

(三) 定員

七十人

二 対象者

東京都ふぐ調理師免許の取得を希望する者で、次の(一)から(三)までに掲げる全ての条件（受講資格）に該当するもの

(一) 規則第一条の四で東京都知事が行うふぐ調理師試験と同等以上のものとして規定する次のアからカまでに掲げる試験のいずれかに合格し、当該県知事のふぐの取扱いに係る免許を受けている者

ア 埼玉県知事が行うふぐ調理師試験

イ 神奈川県知事が行うふぐ包丁師試験（昭和六十二年四月以後に行われたものに限る。）

ウ 滋賀県知事が行うふぐ調理師試験

エ 岡山県知事が行うふぐ処理師試験

オ 徳島県知事が行うふぐ処理師試験

カ 鹿児島県知事が行うふぐ調理師試験（昭和五十八

年四月以後に行われたものに限る。)

(二) 調理師法(昭和三十三年法律第四百七十七号。以下「法」という。)第三条の免許を受けている者

(三) 東京都ふぐの取扱い規制条例(昭和六十一年東京都条例第五十一号。以下「条例」という。)第六条に規定する次のアからエまでに掲げるいずれの事項にも該当しない者

ア 視力が不十分で眼鏡等を用いて補正してもふぐの処理ができない者

イ 未成年者

ウ 成年被後見人

エ 条例第九条第一項第四号又は第二項の規定により東京都ふぐ調理師免許の取消処分を受けた後一年を経過しない者

三 講習内容

(一) 条例及び規則の規定

(二) 条例違反の事例等ふぐ調理師として必要な事項

四 申込方法等

(一) 申込方法

受講希望者は、所定の申込書に次のアからエまでに掲げる書類等を添えて(二)の申込先まで申し込むこと。

ア 法第五条第三項の調理師免許証の写し

イ 二(一)アからカまでに掲げる試験のいずれかに合格したことを証する書類(合格通知書又は合格証明書)の写し

ウ 当該試験を実施した県知事が交付したふぐの取扱いに係る免許証の写し

エ 返信用封筒(長形3号。郵便番号、住所及び氏名

を記載し、八十二円切手を貼ったもの)

(二) 申込先

郵便番号一六三一八〇〇一

新宿区西新宿二丁目八番一号

東京都福祉保健局健康安全全部健康安全課試験・免許担当(ふぐ調理師担当)

(三) 申込締切日

平成三十年十一月十二日(月曜日)(当日消印有効)

(四) 受講票の送付

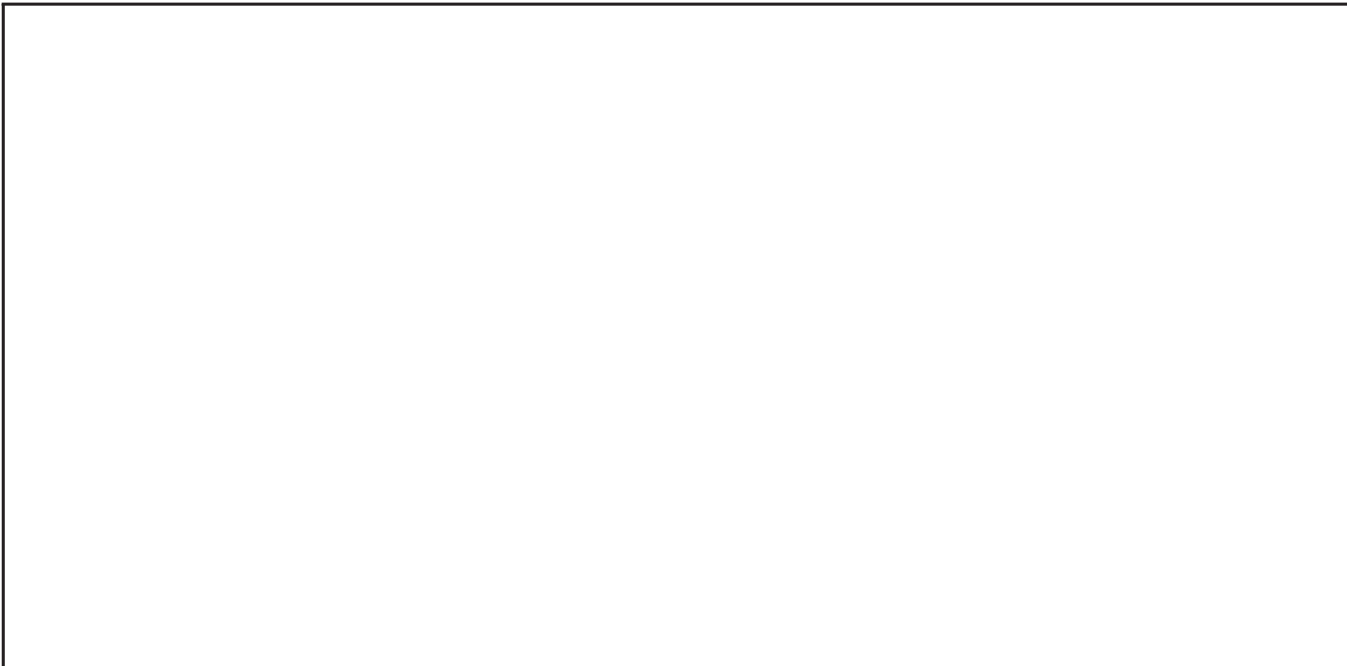
申込締切後、受講資格を確認の上、各受講者に受講票を送付する。

五 問合せ先

東京都福祉保健局健康安全全部健康安全課試験・免許担当

当

電話〇三(五三二〇)四三五八



発行

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七
号

郵便番号
113-0001